

県内開発建設技術登録制度の創設について

これまで、県発注工事において、県産品建設資材等の優先使用に努め、利用推進を図ってきたところです。その一方で、県内で開発された建設技術において、開発支援の制度はありましたが、調達支援に関する制度はありませんでした。

そうしたことから、この度、「県内開発建設技術登録制度」を創設し、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図ります。

<制度の概要>

- ① 県内企業等が開発した建設技術（製品・工法）を、公的機関等の登録または証明により審査の上、登録を行います。

○県内開発建設技術とは

県内に主たる事務所を置く、企業、組合等で開発した建設工事に係る製品・工法

具体的には、次のいずれかに該当し、かつ実用化されているものをいう。

- 1) 国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法（過去に、NETISに登録されたものを含む）
- 2) 特許権・実用新案権取得済の製品・工法
- 3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- 4) 和歌山県の実験的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

② 仕様書へ明記

①で登録された建設技術について次のことを明記

- ・ 設計業務では、「県内開発建設技術を積極的に活用するための検討を行う。」ことを明記します。
- ・ 工事では、「県内開発建設技術の優先使用に努めなければならない。」ことを明記します。

③ 総合評価及び工事成績評定で加点

1. 総合評価で加点

- ・ 総合評価で行う工事のうち、県内開発建設技術を使用することができるものは、明示した上で発注します。
- ・ 総合評価は通常6点※満点（配置予定技術者の能力3点、地域貢献3点）で評価し、地域貢献の中にある県産品関係の評価で最大1点の評価をしています。
- ・ 今回、明示した工事では、県産品関係の評価に県内開発建設技術に関する評価（0.1点）を追加し最大1.1点とし、全体で6.1点満点の評価とします。評価方法は、「県内開発建設技術の使用実績」、又は当該工事で「県内開発建設技術を1品目全数使用の提案」により0.1点を加算します。

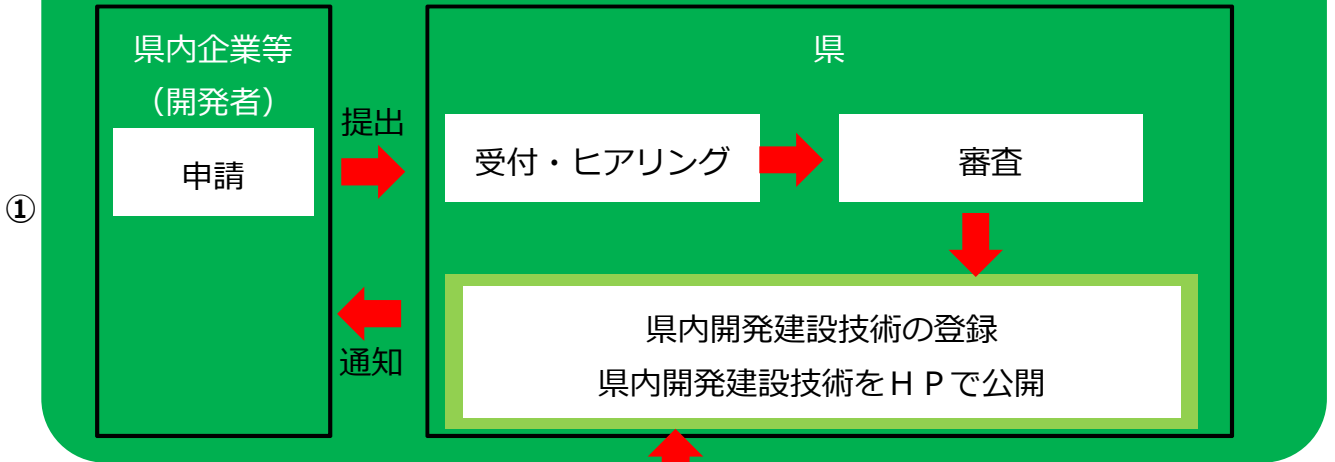
2. 工事成績評定で加点

- ・ 全ての工事を対象に県内開発建設技術を使用した場合、工事成績評定で加点します。（工事成績評定では、100点満点中、最大で1点の効果）

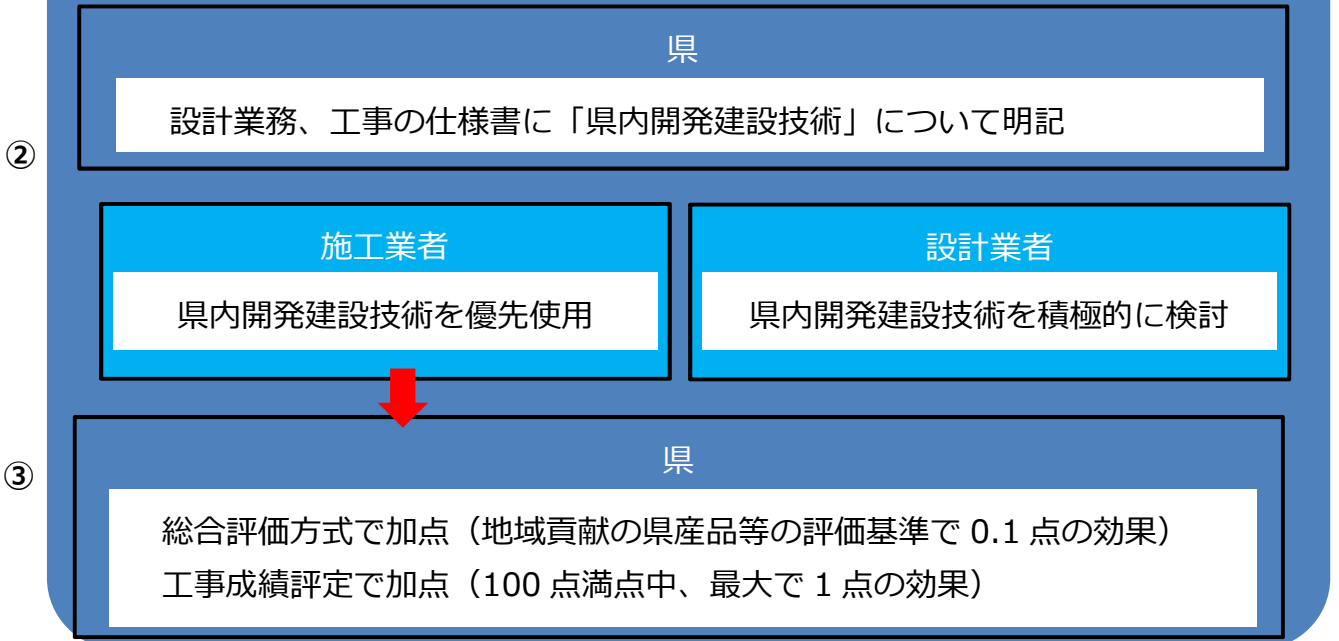
※特別簡易型6点の他、標準型11点等がある。

県内開発建設技術登録制度

① 県内開発建設技術の登録



② 県発注工事での活用促進のための取り組み



今後の予定

- 受付 2019年5月7日～ 随時
- 初回登録 2019年7月1日 (年4回登録更新 1月、4月、7月、10月)
- 適用 2019年8月1日以降に入札公告を行う工事及び設計業務